

第 7 2 号議案

足立区 N P O 活動支援センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区 N P O 活動支援センター条例の一部を改正する条例
足立区 N P O 活動支援センター条例（平成 1 5 年足立区条例第 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「日曜日及び」を削る。

第 7 条中「午後 8 時」を「午後 9 時 3 0 分」に改める。

別表中「午後 8 時」を「午後 9 時 3 0 分」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の足立区 N P O 活動支援センター条例（以下「新条例」という。）の規定による使用の申請及び使用の承認並びに使用料の徴収は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。この場合において、使用の承認を受けた者は、施行日において、新条例の規定による使用の承認を受けたものとみなす。

（提案理由）

N P O 活動支援センターの休館日及び開館時間を変更する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。